

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

令和8年6月1日現在

*訪問看護を利用できる方

○主治医が訪問看護の必要を認めた方で、介護保険の対象でない方、また介護保険の利用者のうち厚生労働大臣が定めた疾患等、がん終末期、急性増悪期の方等が対象となります。訪問看護を利用するには主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-573-8210（ご不明な点は、何でもお尋ねください。）

2. 大原訪問看護ステーションの概要

（1）所在地及びサービス提供地域

事業所名 所在地	・大原訪問看護ステーション 福島県福島市鎌田字中江33番地 ・大原訪問看護ステーション サテライト上町 福島県福島市上町6番1号
事業所番号	0760190066
サービスを提供する地域	福島市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	業務内容
管理者	1名		1名	管理業務、訪問看護
訪問看護員	2.5名以上		2.5名以上	訪問看護
理学療法士	1名以上		なし	リハビリテーション

（3）営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 緊急連絡先電話 024-573-8210

繋がらない場合は080-1850-8070にお掛けください。

休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日まで）

3. 訪問看護サービスの基本方針

- （1）居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
- （2）利用者の病状の軽減もしくは悪化の防止等に資するよう、訪問看護サービスの目標を設定し、訪問看護計画に基づき計画的に看護を行います。
- （3）提供する訪問看護サービスの質の向上を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、看護技術の進歩に対応して適切な看護技術をもって訪問看護サービスの提供を行います。

4. ご利用料金

<医療保険>

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)をお支払い頂きます。

サービス内容	所要時間	料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師等： 週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師等： 週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等： 週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師等： 週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日に3人以上9人以下訪問した場合)	看護師等： 週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
	看護師等： 週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日に10人以上19人以下訪問した場合)	看護師等： 月20日目まで	2,760円	276円	552円	828円
	看護師等： 月21日目以降	2,660円	266円	532円	798円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日に20人以上49人以下訪問した場合)	看護師等： 月20日目まで	2,710円	271円	542円	813円
	看護師等： 月21日目以降	2,610円	261円	522円	783円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日に50人以上訪問した場合)	看護師等： 月20日目まで	2,610円	261円	552円	783円
	看護師等： 月21日目以降	2,510円	251円	502円	753円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (入院中の外泊時における訪問)		8,500円	850円	1,700円	2,550円

注) 1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

加算料金

サービス内容		所要時間	料金	1 割	2 割	3 割
機能強化型訪問看護管理療養費 1	※1	月の初日の場合	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2			10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3			9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
機能強化型訪問看護管理療養費 4			9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
1 から 4 まで以外の場合			7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
単一建物居住利用者が 20 人未満		月の 2 日目以降	3,010 円	301 円	602 円	903 円
単一建物居住利用者が 20 人以上 49 人以下						
(1)1 月あたりの訪問日数が 15 日以下			2,510 円	251 円	502 円	753 円
(2)1 月あたりの訪問日数が 16 日以上 24 日以下			2,310 円	231 円	462 円	693 円
(3)1 月あたりの訪問日数が 25 日以上			2,210 円	221 円	442 円	663 円
単一建物居住利用者が 50 人以上						
(1)1 月あたりの訪問日数が 15 日以下			2,410 円	241 円	482 円	723 円
(2)1 月あたりの訪問日数が 16 日以上 24 日以下			2,210 円	221 円	442 円	663 円
(3)1 月あたりの訪問日数が 25 日以上			2,010 円	201 円	402 円	603 円
24 時間対応体制加算	※2	イ月 1 回	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		ロ月 1 回	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算(Ⅰ)	※3	月 1 回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算(Ⅱ)		月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
難病等複数回訪問加算	※4	イ 1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		ロ 1 日 3 回以降	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	※5	イ月 14 日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
		ロ月 15 日以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算	※6	週 1 回	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	※7	週 1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
乳幼児加算	※8	厚生労働大臣が定める者	1,800 円	180 円	360 円	540 円
			1,400 円	140 円	280 円	420 円
訪問看護情報提供療養費 1	※9	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2		月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3		月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
在宅患者連携指導加算	※10	月 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※11	月 2 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	※12	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	※13	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円

サービス内容		所要時間	料金	1 割	2 割	3 割
退院時共同指導加算	※14	原則月 1 回 (別表第 7、8 対象者は月 2 回まで)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時支援指導加算	※15		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		90 分を超える 指導	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
特別管理指導加算	※16		2,000 円	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝訪問看護加算	※17	1 回につき	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算		1 回につき	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ)	※18	月 1 回	1,830 円	183 円	366 円	549 円
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅱ)		月 1 回	30 円～ 1,080 円	3 円～ 108 円	6 円～ 216 円	9 円～ 324 円
訪問看護物価対応料	※19	月の初日の 場合	60 円	6 円	12 円	18 円
		2 回目以降の 場合	20 円	2 円	4 円	6 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	※20	月 1 回	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算	※21	月 1 回	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護遠隔診療補助料	※22	1 日につき	2,650 円	265 円	530 円	795 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	※23		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2			10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

医療保険以外の料金

サービス内容		料金
交通費	片道 1 キロ(1 回あたりの上限 500 円)	50 円
休日の訪問	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日まで)	1,500 円加算
1 回の訪問が 90 分を超えた場合		30 分毎 1,500 円
ご遺体のお世話		7,700 円

加算内容の説明

※1		安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであり、訪問看護計画書、訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する
※2	イ・ロ イ	電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあるものとして届け出ており、当該体制を説明し、利用者の同意を得た場合に算定する。必要時の緊急時訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族等との電話連絡及び指導等、日々の状況の管理といった対応やその体制整備を評価する。 24 時間対応体制における業務の負担軽減を行っている場合

※3	(I) (II)	厚生労働大臣が定めた状態にあり特別な管理を必要とする利用者に対して算定 ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
※4	イ・ロ イ ロ	別表第7、別表第8、特別訪問看護指示書期間中 1日に2回訪問看護を行った場合 1日に3回以上訪問看護を行った場合
※5	イ・ロ	利用者又は家族の緊急の求めで、主治医(診療所又は在宅療養支援病院の保険医)の指示に基づき、訪問看護ステーションが緊急訪問看護を行った場合に、掲げる区分に従い、1日につきいずれかを1回加算。
※6		特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書による訪問看護で、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合について、週1回に限り算定
※7		1人の看護職員と他の看護師等が同時に複数名で同時に訪問看護を提供する場合、以下の厚生労働省が定める者に算定する。 イ 別表第7に掲げる疾病等の者 ロ 別表第8に掲げる者 ハ 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者 ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ホ 利用者の身体的理由により、一人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合 ヘ その他利用者の状況から判断して(イ)から(ホ)に準ずると認められる場合
※8		乳幼児(6歳未満)に対して訪問看護を行った場合、1日につき1回1,400円加算する。厚生労働大臣が定める者は、1,800円を加算する。
※9	1・2・3 1 2 3	訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが利用者の情報を提供して算定する。 ・市町村等又は指定特定相談支援事業者等 ・保育所等と義務教育諸学校等 ・保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所し、在宅から療養の場所を変更する利用者
※10		医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について多職種に情報提供した場合に算定
※11		在宅で療養を行っている通院困難な利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種が利用者居宅に赴き一堂に会したカンファレンスを行い、よりの確な情報共有を行った場合に算定
※12		訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為業務を円滑に行った場合
※13		緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

※14		病院又は介護医療院の退院や介護老人保健施設の退所に当たって、訪問看護ステーションの看護師等が入院期間等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合に加算。別表第7又は別表第8に規定する対象者に複数回を別日に実施した場合は2回まで加算
※15		厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者で、退院前又は退院後に看護師等が退院日に療養上必要な指導を行った場合
※16		特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定
※17		夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)時間、深夜(午後10時～午前6時)の時間で、利用者の求めで訪問看護を行った場合に算定
※18		別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として届け出た訪問看護ステーションが医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
※19		物価高騰に伴い、安定した訪問看護サービスを提供するために算定
※20		看護師等が電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
※21		ICTを活用して他の保険医療機関等と利用者の診療情報等を共有し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定
※22		緊急に診療を要すると主治医が判断し、その指示を受けて看護師が訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合に算定
※23		・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及びその家族と話し合いを行い、本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応する ・在宅で死亡した利用者(24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明をした上でケアを行った場合利用者の死亡月に加算する

厚生労働大臣が認める疾病

(別表第7)

・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病(ホーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態
--

(別表第8)

一	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
二	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
三	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
四	真皮を越える褥瘡の状態にある者
五	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医からの訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(a)利用者が施設に入所した場合

(b)利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

大原訪問看護ステーション内

担当者 所長 村松亜希子

電話(024)-573-8210

(2) 当事業所以外に、次の苦情受付機関があります。

福島市医療安全支援センター

電話(024)-597-6238

福島県国民健康保険団体連合会

電話(024)-523-2700

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または気象庁による警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止、または曜日の変更をお願いする場合があります。

9. 事故発生の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村に報告するものとします。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者と事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご 利 用 者	私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について大原訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用を申し込みます。			
	住 所	〒 -		
	氏 名	⑩		
	電話番号			

ご 家 族	私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について大原訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。 私はこの契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用に同意します。			
	本人との関係			
	住 所			
	氏 名	⑩		
	電話番号			

事 業 者	当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実かつ責任をもって提供します。			
	住 所	福島市上町6番1号		
	名 称	一般財団法人 大原記念財団 理事長 佐藤 勝彦 ⑩		

事 業 所	本 部	住 所	福島市鎌田字中江 33 番地		
		名 称	大原訪問看護ステーション		
		電話番号	(024) 573 - 8210	FAX	(024) 573 - 8202
	サテライト	住 所	福島市上町 6 番 1 号		
		名 称	大原訪問看護ステーション サテライト上町		
		電話番号	(024) 522 - 3456	FAX	(024) 526 - 0332
	説明者	⑩			
	指定番号	0760190066 (福島県)			